

名古屋市地域防災計画の修正案について

主な事項

1 指定緊急避難場所の開設について

災害時における差し迫った危険から住民を守るための指定緊急避難場所を災害の種類ごとに指定したため、その開設及び管理運営について、所要の整備を行う。

風水害等対策計画編 P15～17

地震災害対策計画編 P21

2 水防法及び土砂災害防止法の一部改正

平成 29 年に水防法が改正され、浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や訓練の実施等の努力義務が義務に変更されたほか、平成 29 年に土砂災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設について避難確保計画の作成や訓練の実施等の義務が追加されたため所要の整備を行う。

共通編 P26, 27

3 受援計画の策定

大規模災害時における国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための考え方や手順等を定めた名古屋市大規模災害時受援計画の策定に伴い、所要の整備を行う。

風水害等対策計画編 P1, 10, 26, 27

地震災害対策計画編 P1, 17, 33, 35

原子力災害対策計画編 P1, 17

4 オープンスペース利用計画の策定

大規模災害時において、重要な役割を果たすオープンスペースを計画的かつ効果的に利用できるよう、あらかじめ利用可能な空地、公園等をリスト化し、利用の在り方や調整ルールを定めた名古屋市大規模災害時オープンスペース利用計画の策定に伴い、所要の整備を行う。

共通編 P1, 13, 16, 18, 33, 34

風水害等対策計画編 P6～8, 31

地震災害対策計画編 P13, 14, 40

5 復興体制の整理について

大規模な災害が発生した場合に、本市が迅速かつ的確な復興を実施するため、復興の基本的な考え方や体制等を事前に整理したことに伴い、所要の整備を行う。

風水害等対策計画編 P60～65

地震災害対策計画編 P58～64

6 配備基準、避難情報発表・発令基準の一部改正

本市の土砂災害に係る避難勧告等の指標を「土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁発表）」に変更することに加え、ポンプ排水調整要綱のある一部河川の避難勧告等の発令基準について見直しを行うことに伴い、所要の整理を行う。また、それを踏まえ、配備基準について、所要の整理を行う。

風水害等対策計画編 P2, 3, 12～15, 47

7 名古屋市の組織改正

健康危機管理に係る指揮命令機能の強化などを図るため、1保健所16保健所支所体制へ移行することに伴い、保健と福祉を一体的に担う保健福祉センターを設置したことによる班名称の変更など、所要の修正を行う。

共通編 P12, 14, 15, 18, 19, 21

風水害等対策計画編 P5, 6, 19～23, 28～30, 44～46

地震災害対策計画編 P3～7, 12, 24～31, 36～38, 53, 54